

山梨県官民協働事業提案手続要領

1 趣 旨

この要領は、山梨県官民協働事業提案制度実施要綱（以下「要綱」といいます。）第3条第3項の規定に基づき、民間事業者等が県に対して協働事業提案を行う場合における手続を定めるものとします。

2 本提案制度の通称

要綱に基づく協働事業提案は、この手続要領に基づき、「やまなしコラボ・ゲートウェイ」の通称の下、募集することとします。

3 提案を行うことができる者（要綱第2条及び第3条関係）

（1）協働事業提案を行うことができるのは、次に掲げる者としてします。

① 民間事業者である法人※及び個人事業者

※ 法人を設立しようとする者を含みます。

② ①に該当する複数の者により構成される共同体

（2）ただし、次に掲げる者は、協働事業提案を行うことはできません。

① 政治団体又は宗教団体である者

② 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

4 提案が備えるべき内容等（要綱第4条関係）

（1）協働事業提案は、次に掲げる要件を満たす必要があります。

① 提案者が保有する技術、知見等を活用したものであること。

② 県が実施する事業との間に関連性が認められるものであること。

③ 提案の実施により、県が取り組むべき課題の解決につながる等の成果が見込まれるものであること。

④ 提案者がその提案を自ら実施できる能力及び意欲を有すること。

（2）ただし、次に掲げる提案は、受け付けません。

① 提案の内容が法令に違反するものである場合

② 提案の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

5 提案の方法

（1）提出書類（要綱第10条関係）

別紙提出書類一覧表のとおり

（2）提出先

山梨県高度政策推進局政策調整グループ

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電 話 ０５５－２２３－１５５３

FAX ０５５－２２３－１７７６

電子メール seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

6 提案の受付時期

協働事業提案の受付期間は、通年とします。

7 留意事項

- (１) 提案の作成に要する一切の費用は、提案者が負担するものとします。
- (２) 提案は、庁内での審査等の結果によっては、実施できない場合があることに留意してください。
- (３) 提案が実施される場合においても、提案者自身が提案事業の実施者となることが確約されるものではありません。改めて山梨県財務規則その他の関係法令に定める手続により事業者を選定する場合があること、その際、提案者から得た情報の全部又は一部を用いて県が仕様を作成する場合があることに留意してください。
- (４) 提案者が要綱及びこの要領に定める手続を遵守しないときや、提出書類に虚偽の記載があると認められるときは、提案の審査の手続を廃止する場合があります。

別紙

山梨県官民協働事業提案提出書類一覧

		提出書類名	
全提案者共通	1	山梨県官民協働事業提案調書（第1号様式）	
	2	提案資料（提案内容についての説明書類その他の補足資料）	
	3	提案者の概要がわかるもの（会社概要、団体概要等）	
特定協働事業提案を行う場合で新事業分野開拓者認定を受けようとする場合	共通	4	新事業分野開拓者認定申請書 （山梨県官民協働事業提案制度実施要綱 第1号様式（第10条関係））
		5	実施計画 （山梨県官民協働事業提案制度実施要綱 第1号様式（第10条関係））
		6	誓約書
		7	役員名簿（個人の場合は、個人事業主を記入）（第2号様式）
		8	県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明 （原本、発行後3ヶ月以内のもの）
	法人の場合	9	定款（写し）および登記簿謄本（原本）
		10	直近2期分の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）、 事業報告、貸借対照表および損益計算書 ※これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容などの概要を記載した書類
	個人の場合	11	直近2期分の確定申告書類一式の写し（税務署の受付印のあるもの） ※これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容などの概要を記載した書類
		12	住民票記載事項証明書（市町村長が発行したもの、ただしマイナンバーが記載されていないもの）
	該当者のみ	13	特許等の取得を証明する資料（特許証の写し等）
		14	許可・認可・資格等を証明する資料（許認可の写し等）

注1 上記の他、追加の資料提出をお願いする場合があります。

注2 新事業分野開拓者認定申請書を提出した場合、審査会において内容の聞き取りを行う場合があります。

第 1 号様式

山梨県官民協働事業提案調書

1. 提案者情報

ふりがな 団体名	
所在地	〒
代表者名	役職名 ふりがな 氏 名
担当者名	ふりがな 氏 名
連絡先	T E L F A X E - m a i l

2. 提案内容

提案事業名	
事業概要 ※詳細は別資料を添付 ※事業期間の分かる書 類を添付すること	
関連する県事業	
対応する行政課題	
想定される効果	
事業経費	
新事業分野開拓者 認定申請の意向	有 ・ 無
コメント欄 ※記入不要	

第2号様式

役員名簿

会社名
作成担当者
連絡先

令和 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別	生年月日

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、山梨県官民協働事業提案制度実施要綱における新事業分野開拓者認定の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所
氏名 (会社の名称及び代表者名)

代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入してください。監査役については除きます。
個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入してください。